

八街市告示第 2 4 7 号

八街市自転車等の放置防止に関する条例（平成 3 年八街市条例第 3 5 号）第 1 2 条第 1 項の規定により自転車等を移動し、保管したので、同条例第 1 2 条第 3 項の規定により、次のとおり告示します。

令和 8 年 8 月 1 9 日

八街市長 北村 新司

- 1 移動・保管年月日、放置されていた場所
別表のとおり
- 2 保管場所
八街市八街ほ 3 5 番地 2 9 八街市役所
- 3 保管期間
当該告示をした日から起算して 6 か月間
- 4 引取り方法
 - (1) 引取り場所
八街市役所 建設部 都市計画課
 - (2) 引取り日時
月曜日～金曜日までの午前 8 時 4 5 分～午後 1 6 時 3 0 分まで
(土日・祝祭日・年末年始を除く)
 - (3) 引取りに要する費用
原動機付自転車・自動二輪車 4, 0 0 0 円
 - (4) 引取りの際持参するもの
本人確認書類（運転免許証、マイナンバー等）
自転車等の鍵
印鑑
- 5 その他
この告示に関する自転車等について上記の保管期間を経過するまでに引取りがないものについては、市条例に基づき本市が処分いたします。